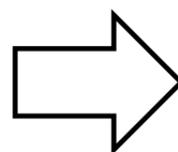


市民の移動の補完策（案）

9月の活性化協議会では、補完策として「バス・タクシー利用助成券」（補完策①-1）を提案したが、補完策を充実させることとなった。免許返納者に対する「バス・タクシー利用助成券」（補完策②）及び「バス事業者によるバス路線の運行」（補完策③）が新たに加わり、これを受け、当初検討していた「バス・タクシー利用助成券」は補完策①-1から補完策①-2へ内容を修正する。

	現行制度	前回（9月活性化協議会）
		補完策①-1
補完策	バス・タクシー利用助成券	バス・タクシー利用助成券
対象者	○ 70歳以上の市民 ○ 裾野市内で、すその一の運行区域外に居住する方	○ 70歳以上の市民
助成額	○ 2,000円 （100円×20枚）	○ 3,000円 （100円×30枚） ○ 予算の範囲内で配布。
助成法	○ 1度の乗車で使用できる上限は200円分。 ○ 裾野市内から乗車、裾野市内で降車する場合に利用可能。	○ 1度の乗車で使用できる上限は300円分。 ○ 裾野市内から乗車、裾野市内で降車する場合に利用可能。
利用可能事業者	○ 富士急グループの路線バス ○ 安全タクシー ○ ミツワタクシー	○ 富士急グループの路線バス ○ 市内に営業所を置くタクシー事業者
その他		○ すその一廃止後による移動環境の激変緩和措置として、実施期間を3年程度とする。その間に「公共交通マニュアル」を活用した移動手段の導入を行う。（市は支援を行う。）



今回		
補完策①-2（修正）	補完策②（追加）	補完策③（追加）
バス・タクシー利用助成券	<u>バス・タクシー利用助成券（免許返納者）</u>	<u>バス事業者によるバス路線の運行（地域旅客運送サービス継続事業）</u>
○ 70歳以上の市民	○ <u>運転免許証を返還した市民（年齢要件なし）</u>	<u>市が策定する「実施方針」に応募し、選定された事業者により、バス路線を運行する。</u> ※ <u>「実施方針」には、実施する予定の運送サービスの内容（運行する路線やエリア等）が記載される。</u>
○ <u>2,000円（100円×20枚）</u> ○ 予算の範囲内で配布。	○ <u>3,000円（100円×30枚）</u> ○ <u>予算の範囲内で配布。</u>	
○ <u>1度の乗車で使用できる上限は200円分。</u> ○ 裾野市内から乗車、裾野市内で降車する場合に利用可能。	○ <u>1度の乗車で使用できる上限は300円分。</u> ○ <u>裾野市内から乗車、裾野市内で降車する場合に利用可能。</u>	
○ 富士急グループの路線バス ○ 市内に営業所を置くタクシー事業者	○ <u>富士急グループの路線バス</u> ○ <u>市内に営業所を置くタクシー事業者</u>	
○ すその一廃止後による移動環境の激変緩和措置として、実施期間を3年程度とする。その間に「公共交通マニュアル」を活用した移動手段の導入を行う。（市は支援を行う。）		